

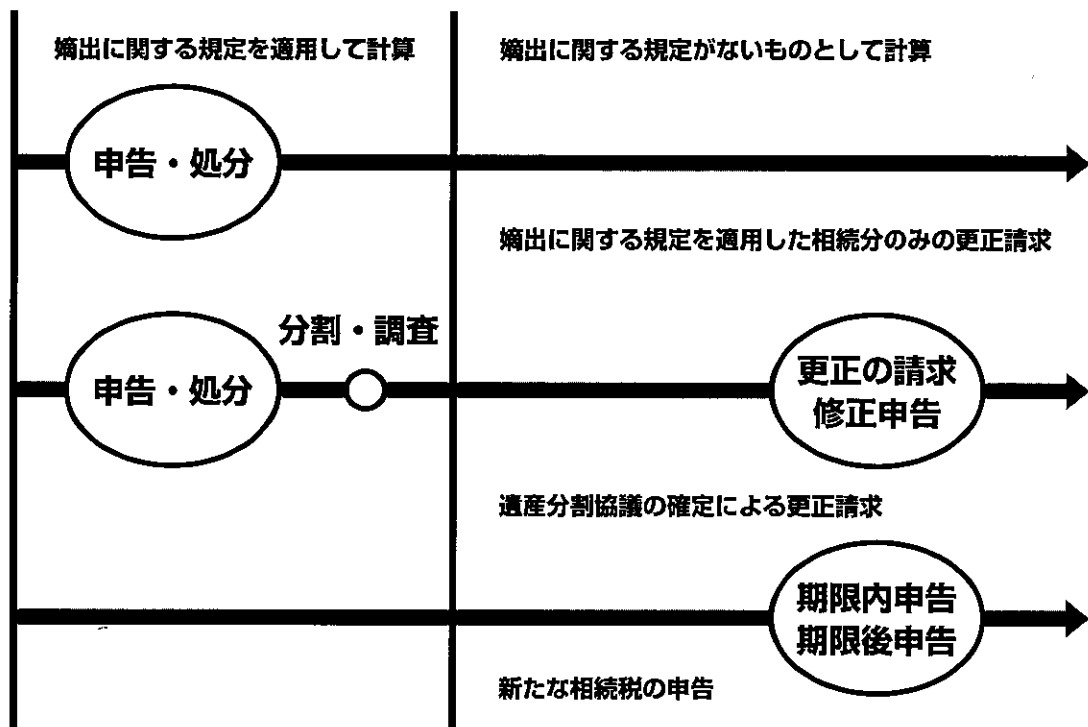
# ワンポイントアドバイス

## 非嫡出子(婚外子)の相続分について!

相続税法における民法第900条第4号のただし書きが、平成25年9月4日付最高裁判決により、「非嫡出子(婚外子)の相続分を嫡出子の2分の1とする」という従来の項目が廃止されました。平成25年9月5日以降相続税の申告に影響が出ます。

相続開始

違憲判決 (H25.9.4)



非嫡出子を簡単にいえば戸籍の父親欄に記載のない子供です。  
最高裁の判決により影響のある方はご確認下さい。



11月の花 サフラン

詳しい内容やご質問がございましたら、  
TEL : 06-6313-1369まで  
お問い合わせください。